

# 国民健康保険税納税 通知書を送付します

**国民健康保険(国保)制度は、**  
 ぐわいじょうじょうきに安心して医療を受けることができるように、加入者の皆さんが互いに助け合う制度で、国の社会保障制度の一端です。  
 令和4年度の国民健康保険税額が決定し、納税通知書が6月中旬に発送されます。  
 国民健康保険税は世帯単位で計算され、納税義務者は世帯主です。  
 各納税期限内の納付をお願いします。

## 低所得者に対する軽減

世帯の総所得が一定額以下の場合には均等割額と平等割額を7割・5割・2割と三段階に軽減する仕組みになっています。

## 雇用者側の都合により失業した被保険者の保険税の軽減

雇用者側の都合によってやむをえず失業した人(非自発的失業者)の保険税軽減制度の対象となる人は、前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険税軽減を行いません。この軽減を受けるには必ず届出が必要です。「非自発的失業者」とは、雇用保険の

## 税額の変更

次の場合、税額が変更されることがあります(税額は月割で計算)。

- 社会保険などへの加入・離脱により国保の資格を取得・喪失したとき。
- 社会保険などに加入された場合は、須恵町国民健康保険喪失の手続きが必要です。
- 出生・死亡や世帯合併・分離などで国保の資格を取得・喪失したとき。
- 修正申告などによる所得額変更があったとき。
- 40歳になり介護分保険税に該当したとき。

※国保の資格を取得した場合や介護分保険税の該当になったときは、その取得月から、また、国保を離脱したときは離脱した月の前月までで月割計算します。

※年度内に65歳になる人(介護保険第1号保険者として介護保険制度に加入)の介護分保険税や、75歳になる人(後期高齢者医療制度に加入)の国保税はあらかじめそれぞれの制度加入月の前月までの月割で計算されています。

### 8月からの被保険者証の交付について

令和4年8月1日から有効の被保険者証を世帯主宛に7月中旬から簡易書留で郵送します。



**70歳以上75歳未満の被保険者の皆さんへ**

被保険者証に「2割」または「3割」の表記があります。70歳以上の被保険者の皆さんは、令和4年8月以降の負担割合のご確認をお願いします。なお、この負担割合は、令和3年中の所得により判定されています。

### 国民健康保険税の課税限度額が変わります

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保および中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、令和4年度から国民健康保険税条例の一部を改正しました。

#### 課税限度額の改正


国民健康保険税の課税限度額が次のとおり変更になりました。

**【国民健康保険税課税限度額】** (※介護分は40歳以上65歳未満の被保険者に課税されます。)

	令和3年度 (改正前)	⇒	令和4年度 (改正後)	変更内容
基礎課税額(医療分)	63万円	⇒	65万円	2万円増
後期高齢者支援金等課税額(支援分)	19万円	⇒	20万円	1万円増
介護納付金課税額(介護分)	17万円	⇒	17万円	変更なし
計	99万円	⇒	102万円	3万円増

### 軽減における注意事項

- 世帯の加入者の中に未申告者がいる場合は、軽減は受けられません。
- 軽減判定には、国保に加入していない世帯主の所得も含まれます。
- 国保から後期高齢者医療に移行した人の人数や所得も含まれます。



未までが対象期間となります。

※離職後は任意継続を選択し、その後国保に加入した場合でも、非自発的失業者に該当すれば、軽減対象となります。

※軽減期間内に就職後再離職し、再度国保に加入したときは、残っている軽減期間について国保税の軽減を受けられる場合がありますので住民課窓口にてご相談ください。